

平成29年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成29年5月1日（月）13時30分～14時30分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長
選挙管理委員会事務局次長代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 臨時議会提出議案について（関係部局）
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
 - (1) 平成29年度まちづくり校区懇談会について（市長）
 - (2) 新居浜市市制施行80周年記念事業 各事業の現状・課題等について（企画部）
 - (3) 新居浜市市制施行80周年記念事業に係るホームページの運用について（企画部）
 - (4) その他

1 市長あいさつ

5月に入りクールビズになり、服装も身軽になった。

本日の庁議の議題にもあるが、臨時市議会を5月10日に招集告示、5月17日に招集する。

また、引き続いて6月議会も始まるので、遺漏のない対応をよろしく願いしたい。

2 議題

(1) 臨時議会提出議案について（関係部局）

市長	それでは、議事に入る。 「臨時議会提出議案について」、関係部局から説明をお願いします
----	---

福祉部長

る。

報告2件について説明する。

議案書の1ページ及び2ページ、報告第4号「放棄した債権の報告」については、診療報酬返還金債権の未収金のうち、回収不能となり時効期間が満了した債務者2人、44,158円について、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第1号の要件に該当するため、平成29年3月31日付で債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。

当該債権については、転出により新居浜市国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず、転出先において本市の国民健康保険被保険者証を医療機関に提示して医療を受けたこと等により、その返還金として発生した債権である。担当課において債権回収に努めたが、消滅時効期間が経過し、これ以上請求しても時効の援用をされる見込みがあることから、債権の放棄をしたものである。

次に、33ページから35ページまで、報告第10号「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定についてである。

今回の改正は、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものである。

改正の内容としては、国民健康保険料の軽減措置に係る軽減判定所得の見直しである。軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を26万5千円から27万円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に、それぞれ引き上げるものである。

なお、この条例は平成29年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は平成29年度以後の年度分の保険料について適用することとしている。

市民部長

議案書の3ページ及び4ページ、報告第5号「放棄した債権の報告」については、当該債権は昭和54年に住宅新築資金として貸付を行った債権で、債権回収に努めたが、担保物件は裁判所の競売により売却され、自己破産により免責決定を受けた債務者1人、437,805円について、「新居浜市債権管理条例」第19

<p>水道局長</p>	<p>条第1項第3号の要件に該当するため、平成29年3月31日付けで債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>議案書の5ページ及び6ページ、報告第6号「放棄した債権の報告」については、水道料金債権の未収金のうち、回収不能であり、時効期間の満了した債務者延べ270人、合計4,823,550円について、給水停止予告や訪問による集金など債権回収に努めたが、債務者死亡や、居所不明、生活困窮などから納付に至らないまま消滅時効期間が経過しており、これ以上請求しても時効の援用をされる見込みがあることから、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第1号の要件に該当するため、平成29年3月31日付けで債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。</p>
<p>建設部長</p>	<p>報告2件について説明する。いずれも専決処分した事件の承認についてである。</p> <p>議案書の7ページから10ページ、報告第7号は治良丸南団地1号棟新築建築工事請負契約の変更、報告第8号は大生院小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約の変更である。</p> <p>治良丸南団地については平成28年6月議会、大生院小学校プールについては平成28年12月議会で契約の締結を行ったが、建築資材の調達遅延、慢性的な建設工事現場での作業員不足等の理由により、工期内での完了が難しくなったことから、工事期間について、治良丸南団地については平成28年9月15日から平成29年3月31日までであったものを6月20日までに、大生院小学校プールについては平成28年12月22日から平成29年3月31日までであったものを10月31日までに、それぞれ工期の延伸をするために専決処分を行ったもので、これを報告し、承認を求めるものである。</p>
<p>総務部長</p>	<p>報告1件、条例議案1件、追加提出予定の人事議案6件について説明する。</p> <p>議案書の11ページから32ページ、報告第9号「専決処分した事件の承認」については、新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてであり、地方税法及び航空機燃料譲</p>

与税法の一部改正に伴い、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部改正を、第2条で「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例」の一部改正を、第3条で「新居浜市都市計画税条例」の一部改正を、それぞれ専決処分したもので、報告し、承認を求めるものである。

内容としては、個人市民税では、配偶者控除の見直しに伴う用語変更、法人市民税では、法人税割税率引下げの施行日の延期、軽自動車税では、軽自動車の取得価額に対して課す環境性能割の創設の延期、固定資産税及び都市計画税では、課税標準の特例措置の追加等が主なものである。

今回の改正に伴う市税への影響見込みについては、大きな改正点である法人市民税の税率の変更と軽自動車税の環境性能割の創設は、ともに施行日が平成31年10月1日に延期されているので、平成29年度における市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税のいずれについても特に大きな影響はないものと考えている。

次に、議案書の40ページ、議案第31号「新居浜市長及び副市長の給料の特例に関する条例」の制定については、相次ぐ職員の不祥事を重く受け止め、行政責任を明確にするため、平成29年6月の1か月間、市長及び副市長の給料月額を10分1減給処分するものである。

次に、議案書の表紙の裏のページ、追加提出予定の人事議案であるが、(1)新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事 清家伸二氏の辞任に伴い、新たに監事を任命するため、議会の同意を求めるものである。

(2)新居浜市固定資産評価員の選任については、固定資産評価員 寺村伸治氏の辞任に伴い、新たに固定資産評価員を選任するため、議会の同意を求めるものである。

(3)瀬戸内運輸株式会社取締役の推薦については、瀬戸内運輸株式会社取締役 近藤清孝氏の任期満了に伴い、新たに取締役を推薦するため、議会の同意を求めるものである。

(4)新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員 山本健十郎氏の辞任に伴い、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

(5)新居浜市監査委員の選任については、新居浜市監査委員 仙波憲一氏の辞任に伴い、新たに監査委員を選任するため、議会

<p>消防長</p>	<p>の同意を求めるものである。</p> <p>(6) 新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、新居浜市消防委員会の委員 伊藤謙司氏、佐々木文義氏、山本健十郎氏の辞任に伴い、新たに委員を委嘱するため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>議案書の36ページから38ページまで、報告第11号「専決処分した事件の承認」については、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定についてであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。</p> <p>今回の改正は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものである。</p> <p>改正の内容としては、先般の給与法の改正により、扶養手当支給額が改正されたことから、扶養手当のある場合における補償基礎額の加算額の改正及び傷病保障年金等を含む損害補償の支給額についての経過措置を規定したものである。</p>
<p>企画部長</p>	<p>報告第12号について、別紙資料により説明する。報告第12号「専決処分した事件の承認」については、平成28年度一般会計補正予算を専決処分したもので、歳出歳入ともに、3億2,000万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ497億4,149万9千円とするものである。</p> <p>歳入のうち、市税については、個人市民税及び固定資産税の増収が見込まれることから、2億1,000万円を追加し、地方譲与税から地方交付税については、交付額が確定したことにより、それぞれ追加計上するものである。</p> <p>次に、歳出については、歳入歳出決算見込額の剰余分3億2,000万円を財政調整基金に積み立てるものである。</p> <p>そのほか、繰越明許費補正については、放課後子ども教室充実費を追加、定住人口拡大促進費の金額を変更し、予算措置している。</p>

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項

(1) 平成29年度まちづくり校区懇談会について（市長）

市長	<p>次に、本日協議事項は無いため、連絡事項に移る。</p> <p>まず、私の方から1点申し上げる。</p> <p>「平成29年度まちづくり校区懇談会」について、本年も7月初旬から9月初旬までの間、新居浜市連合自治会との共催により開催する運びとなった。</p> <p>市民の皆さんにとってより効果的な懇談会となるよう、毎年連合自治会と協議を重ねているが、本年は「連合自治会の共通課題」は設定せず、私が説明する「市の重点事業」について質疑応答を行う時間を設定し、参加された市民の皆さんに「市の重点事業」に対する理解を深めていただきたいと考えている。</p> <p>従って、これから秘書広報課でまとめる「市の重点事業」に関し、さまざまな質問が想定されるので、各部局においては、部局長を中心に、各校区の懇談会に、より積極的に参加するようお願いする。</p> <p>なお、市の重点事業の内容については、まとまり次第、部局長にお知らせするよう秘書広報課に伝えておく。</p> <p>以上、対応等よろしくお願ひしたい。</p>
----	---

(2) 新居浜市市制施行80周年記念事業 各事業の現状・課題等について（企画部）

企画部長	<p>新居浜市市制施行80周年記念事業については、ご案内のとおり、4月29日からは「東京富士美術館コレクション 美の東西」及び「風とあそぶ 榎木孝明水彩画展」が既に開催されており、今後は順次様々な事業が開始される予定となっている。</p> <p>これら各種記念事業は、各担当課がそれぞれ中心となって実施していただくが、テーマに込めた思いを職員全員が共有し、全庁的に取り組む必要があることから、総合政策課が事務局となって各部局から推薦いただいた若手職員で構成する「新居浜市市制施行80周年記念事業実行委員会」を設置し、先日1回目の実行委員会を開催した。</p> <p>実行委員会では、円滑な実施のための全庁的なサポート体制を構築することとしているが、前回の庁議でお願いしたように、この庁議を「実施本部」として、各事業の進捗状況を確認し、課題等については随時協議していただきたいと考えている。</p>
------	--

<p>市長</p>	<p>そこで、80周年記念事業について、実施日、実施主体、事業内容、事業費内訳、市予算、現状・課題・検討項目等を実行委員会の委員の皆さんでまとめていただいた。実施日が決まっていない事業や入場者の確保が必要な事業等、それぞれ課題や今後検討すべき内容がいろいろある。これらは、共通フォルダ内に市制施行80周年記念事業のフォルダを作成し保存しており、実行委員により随時更新していくこととしており、各部署長をはじめ全職員で情報共有していただきたいので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>具体的に1番目の「東京富士美術館コレクション 美の東西」であれば、入場者の目標を1万5千人としているが、実際には3万人程度来ていただきたいと考え担当課でも取り組んでおり、ぜひ多くの職員、お知り合いの方も含めてお越しいただきたい。</p> <p>二つの事業は既に始まっているが、4月29日・30日の入場状況はどうであったか。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>東京富士美術館展は29日が320名、30日が337名、榎木孝明展は29日が415名、30日が476名の来場となっている。</p> <p>なお、東京富士美術館展の前売券の売り上げは、現在のところ約4,800枚となっている。</p>
<p>市長</p>	<p>この連休で何人の方にお越しいただけるかが勝負になる。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>「ジブリの動画家 近藤勝也展」については、5月3日から前売券の販売を開始する予定で、こちらもよろしくお願ひしたい。</p>
<p>市長</p>	<p>入場料はいくらか。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>前売りが大人1,000円、子ども500円で、親子は1,200円である。</p>
<p>市長</p>	<p>太鼓祭りイベントについて、まず実行委員会を立ち上げないと、前に進まないのではないか。</p>
<p>経済部長</p>	<p>正式な実行委員会は立ち上げるが、実行委員会準備会として、</p>

	打合せ等を進めている。
市長	それを立ち上げないと、どんな方法で開催するということは決まらない。 上部の17日の昼間のイベントはお祭りで、夜のイベントは祭りではないという位置付けか。
経済部長	15日のイベントについても実行委員会が主催するという形になるので、17日は夜だけではなく昼も同様ということにしないと、費用負担に関し説明が付かない。 例年とは違う演出を行うように聞いている。
経済部長	ものづくり工業博について、予定では11月24日から26日開催、場所はあかがねミュージアム周辺と書いているが、改めて練り直すということで、未定とさせていただきたい。事業の内容についても練り直す。
市長	早く実行委員会を立ち上げた方がよい。そこで日時、場所、内容等を検討した方がよい。
企画部長	大物産展についても同様か。
経済部長	大物産展は予定どおり11月25日、26日に開催する。
企画部長	場所は、あかがねミュージアムか。
経済部長	あかがねミュージアムと人の広場を使用する予定である。
市長	映画製作について、進捗状況はどうか。
企画部長	脚本は、ほぼできたと聞いている。資金集めについては、若干苦戦しているようである。
市長	経費内訳に「出資金等1,000万円」とあるが、等というのは何か。

企画部長	映画を製作している会社から出資してもらえるとということでスタートしている。
議会事務局長	キングレコード、ウサギマル、ハートネットワーク等が出資することとなっている。
企画部長	冠事業については、既存の事業でも80周年のテーマに合う内容であれば随時追加していくので、合議で総合政策課の方までお願いしたい。
市長	企画部になるが、シティブランドに関し「Hello!NEW」の打ち出しを考えてもらっているが、これも市制施行80周年記念事業の一環として、最終的にはどこかで取り組んでほしい。皆さんが理解できた時点で行えばよいが、80周年記念事業として打ち出すようにしてほしい。
企画部長	そのようにさせていただく。

(3) 新居浜市市制施行80周年記念事業に係るホームページの運用について
(企画部)

企画部長	<p>続いて、市制施行80周年記念事業に係るホームページの運用について、報告とお願いをさせていただく。</p> <p>80周年記念事業については、広く市内外に情報発信する必要があることから、ホームページのトップ画面に80周年記念事業のバナーを作成し、現在決定している各種事業を掲載しており、今後も各担当課で作成した事業とリンクしていくこととしている。</p> <p>既にいくつかの事業はリンクを張っているが、今後詳細が決まった事業については必ず担当課でホームページに掲載していただき、作業が完了したものについては、総合政策課まで連絡していただければ随時リンクしていくので、ご協力をよろしくお願いしたい。</p>
------	---

(4) その他

市長	国体の準備については順調に進んでいるか。
----	----------------------

企画部長	順調に進んでいる。
市長	宿泊施設が不足するというようなことはないか。
企画部長	県の方で作った合同配宿で、新居浜市はフジトラベルが主となっているが、ホテルに再確認すると、必要数を押さえていただいているが、住友関係の工事もあり、使わせてもらわないといけないという話もあったということを知ったので、住友化学さんには国体の方を優先していただきたい旨を再度伝えさせていただいた。
市長	小中学校の応援については、どのような状況か。
教育長	各学校に希望調査を行い、競技別に計画しているところである。
市長	開催111日前イベントも行うこととなっている。
企画部長	6月11日にフジグランの駐車場と市営野球場で開催111日前イベントを開催する。
市長	ゲストは誰が来られるのか。
企画部長	ふるさと観光大使の福西さん、前阪神選手・監督の岡田さん、Daisy×Daisy MiKAさんにお越しいただく。
市長	企画部のRCC新居浜に関し、常に進捗状況を把握し、各部署でやっていただくことがあれば、協力をお願いしたい。
企画部長	鍵となってくるのは若宮小学校の今後の活用についてであり、庁内での検討を進めていきたいと考えている。
市長	他になければ、以上で平成29年度第2回庁議を終わる。